

○武雄市文化施設のあり方検討委員会設置要綱

令和 8年 2月 18日

教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 本市が設置する文化施設のあり方について検討するため、武雄市文化施設のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

- (1) 武雄市文化会館大ホール及びその他文化施設のあり方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 文化関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長、顧問)

第5条 委員会に委員長及び副委員長、顧問を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 顧問は、高度の専門知識と経験に基づいた助言を行う。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある委員以外の者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。任期を終了した後もまた同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、武雄市教育委員会文化課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和8年2月18日から施行する。